

令和2年の

国内情勢



1-1

地下鉄サリン事件から25年が経過するも、危険な体質を堅持するオウム真理教

依然として麻原の影響下にあるオウム真理教

いわゆるオウム真理教（団体）は、令和2年（2020年）も、地下鉄サリン事件（平成7年〈1995年〉3月）などの首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を明示的に強調する「Aleph」^{アレフ}、「Aleph」と一定の距離を置きつつも麻原への絶対的帰依を堅持しながら活動する「山田らの集団」（注）（以上、主流派）、観察処分を免れるため麻原の影響力の払拭を装う「ひかりの輪」（代表者・上祐史浩、上祐派）を中心に活動を継続した。

地下鉄サリン事件から25年が経過し、その間に、活動方針の違いにより分派・分裂し、麻原の死刑が執行される（平成30年〈2018年〉7月）などしたが、主流派は麻原の肖像写真を祭壇などに掲示し、上祐派は麻原を投影した仏画を施設内に掲示するなど、麻原の影響下にある実態に変化は見られない。そして、主流派・上祐派ともに、出家した構成員の大半を地下鉄サリン事件以前からの構成員が占め、殺人を勧める内容を含む危険な「教義」や、地下鉄サリン事件などの計画・準備を組織的かつ秘密裏に行うことを可能にした上命下服の閉鎖社会を保持し続けているなど、現在も危険な体質を堅持している。

なお、団体の構成員数は、麻原の死刑執行後も大きな変化は見られず、令和2年（2020年）

においても、国内で約1,650人を維持し、ロシア国内に約130人を擁している。

注 「山田らの集団」については、自ら固有の名称を用いていないため、幹部構成員の氏名を踏まえて呼称した。

国内の構成員数の推移



観察処分への抵抗を強める団体

主流派・上祐派ともに、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（団体規制法）により3か月ごとに義務付けられている組織や活動の現状に関する公安調査庁長官への報告において、報告すべき事項の一部又は全部を報告しなかったり、報告内容が不正確であったりするといった問題が認められた。

特に、「Aleph」は、2月の報告以降、資産に関して、実質的に「Aleph」の資産というべき収益事業体（在家の構成員に対するヨーガ指導や物品販売などを目的として出家した構成員が活動に従事）の資産などを報告せず、公安調査庁の度重なる補正の指導にも一切応じなかった。これに伴い、「Aleph」が報告する資産額は、令和元年（2019年）10月末時点に比して大きく減少した。

また、団体規制法に基づく立入検査に際し、主流派・上祐派のいずれの構成員も、検査官からの質問を無視したり、「答える義務はない」、「見てのとおり」とのみ答えたりするなど、従前からの非協力姿勢を継続した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、主流派は、「我々を感染させ

るために来たのか」、「ウイルスをまくな」などと主張して、検査官の入室や検査行為に抵抗するなど、立入検査の適正な実施をけん制する姿勢を見せている。

こうした抵抗があったものの、公安調査庁は、感染症対策に万全を期した上で、立入検査を適正かつ厳格に実施し、主流派が麻原の肖像写真などを掲げ、同人の発言を収録した教材などを多数保管していること、上祐派が麻原を投影した仏画を引き続き掲示していることなどを確認した。



立入検査（8月，東京）

公安調査庁が公安審査委員会に更新請求書（7回目）を提出

公安調査庁長官は、団体の実態を踏まえ、団体が依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を有し、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要があると認め、10月

26日、公安審査委員会に対し、団体について、観察処分の期間を3年間更新する請求（7回目）を行った。

地下鉄サリン事件から25年後のオウム真理教 ～現在進行形のオウム真理教問題～

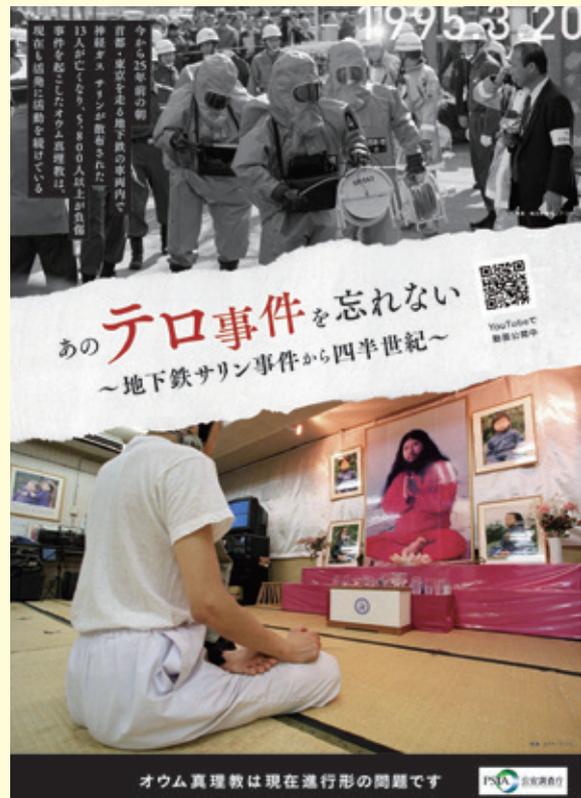
地下鉄サリン事件（平成7年〈1995年〉3月）から25年が経過した現在、オウム真理教（団体）は、「Aleph」^{アレフ}、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」を中心として活動しているが、いずれも依然として麻原の影響下にあり、特に「Aleph」は、地下鉄サリン事件などに関する知識の少ない若い世代を主な対象として、勧誘活動を活発に展開している。

他方、事件の被害者とその家族、遺族らは、現在も、サリン中毒などの後遺症や大切な家族を失った苦しみなどを抱え続けている。

公安調査庁は、こうした団体をめぐる問題が“現在進行形”のものであることを広く国内外に周知するため、様々な媒体を活用しながら、積極的に啓発活動を実施しており、今後も、関係機関と連携するなどしながら、啓発活動に努めていく所存である。

【令和2年（2020年）に実施した主な活動】

- 地下鉄サリン事件等や団体の現在の状況を伝える啓発動画（日本語版及び英語版）を製作し、公安調査庁公式YouTubeチャンネルや渋谷（東京）など全国延べ14か所の大型ビジョンなどで放映
- インターネット媒体（スマートフォン版「Yahoo!バナー広告」など）を用いた政府広報による注意喚起
- 日本外国特派員協会での記者会見し、外国人記者に団体の活動実態などを説明



オウム真理教問題啓発ポスター



日本外国特派員協会での記者会見（7月）

繰り返される立入検査忌避事案

団体は、従前より立入検査に対する非協力姿勢を示し続けているところ、公安調査庁は、団体が観察処分に付された平成12年（2000年）以降、悪質性が高い立入検査忌避などの事案6件（14人）について、刑事告発を行っている（📄下表）。

直近では、平成31年（2019年）1月に実施した福岡福津施設（福岡）に対する立入検査において、「ひかりの輪」の出家した構成員

が、検査対象物を隠匿する事案をじゃっ起したことから、公安調査庁は、検査忌避罪として福岡県警に刑事告発し、同県警は、当該出家した構成員を逮捕した（令和2年〈2020年〉2月）。

このような立入検査における検査忌避などの違法行為に対し、公安調査庁は、今後も、刑事告発するなど厳正に対処していく所存である。

立入検査に係る刑事告発事案

立入検査実施年月	施設	告発内容	結果
平成15年 (2003年) 7月	【宗教団体アーレフ】 ^(注) 大阪施設 (大阪・当時)	出家した構成員が、検査対象物を施設備え付けの裁断機で粉碎したことから、検査忌避罪として大阪府警に告発	懲役8月、執行猶予4年
平成20年 (2008年) 5月	【宗教団体アーレフ】 生野施設 (大阪)	出家した構成員3人が、検査対象物の写真撮影を拒んだことから、検査拒否罪として大阪府警に告発	不起訴（起訴猶予）
平成23年 (2011年) 7月	【Aleph】 保木間施設 (東京)	出家した構成員が、大声で怒鳴り散らすなどして検査を妨害し、さらに別の出家した構成員が、ビデオカメラで撮影していた公安調査官に対し、同ビデオカメラを数回たたき暴行を加えたことから、それぞれ検査妨害罪及び公務執行妨害罪として警視庁に告発	不起訴（起訴猶予）
平成28年 (2016年) 2月	【Aleph】 名古屋施設 (愛知)	出家した構成員5人が、検査対象物を施設外に持ち出したことから、検査忌避罪として愛知県警に告発	不起訴（起訴猶予）
平成28年 (2016年) 3月	【Aleph】 横浜施設 (神奈川)	出家した構成員ほか1人が、検査対象物を隠して、施設外への持ち出しを企図したことから、検査忌避罪として神奈川県警に告発	罰金50万円 不起訴（起訴猶予）
平成31年 (2019年) 1月	【ひかりの輪】 福岡福津施設 (福岡)	出家した構成員が、検査対象物を隠匿したことから、検査忌避罪として福岡県警に告発	不起訴（起訴猶予）

注 平成20年（2008年）5月、「宗教団体アーレフ」は「Aleph」に名称変更

立入検査実施施設 (令和2年1月から令和2年11月実施分)

凡例

施設名	検査実施日
-----	-------

埼玉県

大宮施設	1.8
北越谷施設	8.25
八潮大瀬施設	9.10

長野県

小諸施設	6.29
------	------

石川県

金沢施設	6.20
------	------

北海道

札幌白石施設	9.29
札幌施設	9.29

宮城県

仙台施設	11.12
------	-------

茨城県

水戸施設	2.7
------	-----

千葉県

野田施設	10.30
------	-------

東京都

武蔵野施設	7.12
西荻施設	7.21
足立入谷施設	8.31
保木間施設	9.4
南烏山施設	10.16

愛知県

名古屋施設	9.18
-------	------

徳島県

徳島施設	2.19
------	------

福岡県

福岡福津施設	11.25
--------	-------

大阪府

生野施設	7.28
------	------

1-2

“麻原絶対”を明示して活動する主流派

麻原に対する絶対的帰依を扶植する活動を全国的に展開する「Aleph」

1

「Aleph」は、これまでと同様に施設内の祭壇に麻原の写真を掲示し続け、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況下において、人数や時間を制限しながらも、在家の構成員を全国の施設に集めるなどして、麻原に対する絶対的帰依を扶植する指導を継続した。

2

3

4

5

6

特に、在家の構成員を対象とした年3回の「集中セミナー」（1月、5月、9月）や麻原の誕生日を祝う「生誕祭」（3月）では、在家の構成員に麻原の発言を収録した映像を視聴させたり、立位礼拝（麻原への帰依を唱えながら五体投地を繰り返すもの）を実施させたりするなど、麻原に対する絶対的帰依を扶植するための従来どおりの指導を徹底した。

なお、かつて麻原が後継者に指名した麻原の二男については、幹部構成員が後継者としての“正当性”などを強調する発言をしたり、



生野施設の立入検査で確認した祭壇（7月）

二男の誕生日を祝う「生誕祭」（3月）を開催したりするなど、二男の団体活動への復帰に向けた気運の醸成が図られているが、その実現につながる具体的な動きまでは見られなかった。

コロナ禍にあっても、勧誘活動も全国的に展開

1

2

3

4

「Aleph」は、令和2年（2020年）中も、新規構成員の獲得に向けた勧誘活動を全国で組織的に展開しており、コロナ禍を踏まえてか、SNSやビデオ通信システム、インターネット中継などを活用した非対面の勧誘手法を積極的に採用したが、他方で、勧誘対象者に対して、まずは団体名や麻原の名前を明示しない

まま、同人が説いた教えを説明したり、地下鉄サリン事件などへの団体の関与を否定する陰謀論を説いたりして、団体への抵抗感を低減させて入会へ誘導する手法は、従来どおりであった。こうした取組の結果、「Aleph」は、令和2年（2020年）中に60人以上の新規構成員を獲得した。

小規模ながらも、“麻原絶対”を堅持して活動する「山田らの集団」

「Aleph」と一定の距離を置いて活動する「山田らの集団」は、「Aleph」に比して小規模であるが、国を相手取って提起した6回目の観察処分期間更新決定（平成30年〈2018年〉1月）の取消しなどを求める訴訟において、幹部構成員が、現在も麻原の説く独自の「教義」を学び続けている旨自認（令和2年〈2020年〉3月）し、在家の構成員が、同「教義」を収載した教材などを用いて活動するなど、麻原に対する絶対的帰依を現在も堅持していることは明らかである。

なお、前記訴訟について、東京地方裁判所は、6回目の観察処分期間更新決定は適法であると認め、「山田らの集団」側の請求を退



金沢施設の立入検査で確認した祭壇（6月）

ける判決を言い渡した（9月）が、「山田らの集団」側は、判決を不服として控訴した（10月）。

1-3

“麻原隠し”を継続しつつも麻原の影響下にあることに変化のない上祐派

上祐派は、令和2年（2020年）においても、上祐史浩が、トークイベントなどを通じ、「麻原は自分で自分の妄想にはまっていった」（2月）などと麻原を批判したり、「自分は徐々に麻原のマインドコントロールを外していった」（2月）などと主張したりして、対外的には麻原からの脱却をアピールした。

その一方で、依然として、麻原を投影した仏画を施設内に掲示し続け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況下であっても、例年どおり年3回の「集中セミナー」（1月、5月、8月）を開催し、過去に麻原が行ったものと本質的に変わりのないカリキュラムをこなすとともに、“感染症予防策”として、麻原が重要なものと主張したヨーガ行法を構成員に奨励した。さらに、「聖地巡り」と称し、かつて上祐派が“麻原ゆかりの地”と独自に位置付けた神社などを繰り返し訪問した。



小諸施設の立入検査で確認した仏画（6月）

こうした活動状況からすると、上祐派は、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように装う“麻原隠し”の取組を継続的に推進しながら、真実は依然として麻原の影響下にあるという実態に変化はないと認められる。

C O L U M N

「偽装工作」と断じられた“麻原隠し”

「ひかりの輪」が、国を相手取り、5回目の観察処分期間更新決定（平成27年〈2015年〉1月）の取消しを求めて提起した訴訟において、第一審の東京地方裁判所は、当該決定のうち「ひかりの輪」を対象とした部分を取り消す国の一部敗訴判決を言い渡した（平成29年〈2017年〉9月）が、控訴審の東京高等裁判所は、「ひかりの輪」が観察処分の要件を満たすことなどを理由として、第一審判決の国の敗訴部分を取り消す判決を言い渡し（平成31年〈2019年〉2月）、上告審の最高裁判所は、控訴審判決を支持して「ひかりの輪」の上告を棄却したこと（令和2年〈2020年〉3月）から、「ひかりの輪」の敗訴が確定した。

また、「ひかりの輪」は、6回目の観察処分期間更新決定（平成30年〈2018年〉1月）についても、国を相手取り、その取消しを求める訴訟を提起したが、第一審の東京地方裁判所は、「ひかりの輪」の請求を棄却する判決を言い渡し（令和2年〈2020年〉2月）、その理由中において、「ひかりの輪」が麻原の影響力を払拭したことの証左として主張した各種取組は、真実は麻原に帰依し続けていることを隠すための「偽装工作」にすぎないものと断じた。

なお、「ひかりの輪」は、前記判決を不服として控訴した（3月）。



2

政府の新型コロナウイルス感染症対策などに対する批判を通じて組織の維持・拡大に取り組んだ過激派

コロナ禍に乗じて組織の維持・拡大に取り組んだ革マル派

革マル派は、平成31年/令和元年（2019年）に引き続いて組織拡大を重視し、基幹産業労組や官公労を中心に労組組合員の自派への獲得に力を注いだ。

同派は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言発出（4月）を捉え、都内で「生活補償なき『緊急事態』継続反対」を訴える街宣活動を実施した。また、日本労働組合総連合会（連合）のコロナ禍への対応について、機関紙「解放」（6月29日付け）で「資本家どもによる解雇・雇い止めの攻撃に何の反撃もおこなっていない」などと批判した。

労働運動では、日本教職員組合（日教組）が広島県で開催した「第69次教育研究全国集会」（1月）において、会場周辺で「新学習指導要領にもとづく『愛国心』教育・能力主義教育の強制を許すな」などと主張するビラ配布を実施したり、NTT労働組合の組合員に向けて、機関紙「解放」（5月4日付け）で「組合内に種々の左翼フラクションをつくりだそう」などと訴えたりした。なお、他派から「革マルの最大拠点」と名指しされる東日本旅客鉄道労働組合（JR東労組）については、「2,000人を超える組合員が脱退し、2月に、『JR東日本輸送サービス労働組合』を結成した」などと指摘されたものの、革マル

派が機関紙などで見解を示すことはなかった。

大衆運動では、普天間飛行場の辺野古移設をめぐり、移設反対派による米軍キャンプ・シュワブのゲート前での抗議行動に活動家を動員し（2月）、「辺野古新基地建設阻止」などと訴えた。また、全国各地で実施した反戦・反基地・反改憲を掲げた集会・デモで、同感染症の感染拡大と絡めて「米・中両国が正面から激突し、戦争の危機が一気に高まっている」などと訴えた。

学生運動では、海上自衛隊の中東派遣（2月）に際し、同派全学連が、神奈川県でデモを実施し、「海自護衛艦出港阻止」などと訴えた。



革マル派発行のビラ（「第69次教育研究全国集会」の会場周辺で配布されたもの）

経済的に困窮した労働者・学生の取り込みに注力した中核派

中核派は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言発出（4月）を受け、機関紙「前進」（4月27日付け）で「コロナ危機と闘い、生き抜くための大統一戦線を組織しよう」と主張し、各種活動で経済的に困窮した労働者・学生の取り込みに力を注いだ。

労働運動では、同派系労組内に「コロナ対策本部」を設置して「労働相談ホットライン」と称する電話相談に取り組んだり、全国各地で「労働組合の力で100%の休業補償を勝ち取り、コロナ解雇を許さない闘いに打って出よう」と訴える街宣活動を実施したりするなどして、同派系労組への加入を呼び掛けた。同派が年間活動の総決算と位置付ける労働者集会・デモでは、「全国で渦巻く怒りの声を結集し、菅政権打倒へ攻め上ろう」と訴えた（11月）。

学生運動では、同派全学連が、都内で文部科学省に対する抗議行動（5月、6月）を、都内及び京都府で「7・4-5全国学生一斉行動」（7月）を実施し、「学費無償化」などを訴えた。また、「第81回定期全国大会」（8月）において、「コロナ危機を通じて、全国の大学で自治会再建運動が始まっている。あらゆる大学で自治会をつくり、新自由主義・戦争国家化と闘おう」と主張した（機関紙「前進」9月7日付け）。



「菅政権打倒」を訴える中核派（11月，東京）

国際連帯活動では、例年、韓国を始めとする海外労組の組合員を招請したり、同派活動家を海外派遣したりするなどして交流を図っているところ、同感染症の感染拡大の影響を受け、これら招請や派遣を見送り、相互に連帯メッセージを送付するなどした。また、入管収容施設について、「3密」の「危険な閉鎖空間」であるとして、東京出入国在留管理局などに対する抗議行動を繰り返し実施し、「被収容者全員を直ちに解放せよ」などと訴えた。

こうした中、同派は、同派議長・清水丈夫を、昭和44年（1969年）以来、約半世紀ぶりに「革共同政治集会」（9月）で表舞台に登場させた。同人は、同集会で、「長期にわたって権力の弾圧を粉砕して非公然活動を貫くことができたのは、党と階級力である」と述べた。

緊急事態宣言を「戒厳令態勢」と決めつけ、労働者の解雇に対する抗議などを展開した革労協解放派

革労協解放派主流派は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言発出（4月）を、機関紙「解放」（4月15日付け）で「集会・闘争を弾圧する戒厳令態勢」と主張し、首相官邸前で「戒厳令態勢形成粉砕」などと訴える抗議行動を実施した（4月、

5月）。また、全国各地で街宣活動を実施する（5月）中で、マスクや食料を配布するとともに、自派への結集を呼び掛けた。また、反戦・反基地闘争では、「中東派兵阻止」などと主張し、日本関係船舶の安全確保を目的とした自衛隊の中東派遣に対し、自衛隊基地

周辺で「自衛隊員は中東への出兵を拒否しよう」などと訴えた（2月，5月）。さらに，成田闘争では，「農地強奪阻止・空港廃港」などと主張し，集会・デモを実施した（5月）ほか，三里塚芝山連合空港反対同盟北原派が主催する集会・デモに同派活動家を動員した（7月，9月）。

革労協解放派反主流派は，同感染症の感染拡大に伴い，「日雇い・野宿の労働者にとっての現金収入の道が閉ざされた」などとして，日雇い労働者の生活支援を求める抗議・要請行動（4月）を都内で実施した。また，都内で実施された政府の緊急事態宣言発出を弾劾する街宣活動（3月，4月）に同派活動家を動員し，「我々は，炊き出しを続け，行政に対する闘いもやり抜く」などと訴えた。また，反戦・反基地闘争では，「中東反革命戦争粉碎」などと主張し，都内，大阪府，福岡県及び沖縄県で「安保粉碎・政府打倒全国統一行動」（6月）を実施したほか，普天間飛行場の辺野古



普天間飛行場の辺野古移設反対を訴える革労協解放派反主流派（6月，東京）

移設反対派による都内での抗議行動に同派活動家を動員し，「名護新基地建設阻止」などと訴えた。さらに，海賊対策を目的とした自衛隊のソマリア沖への派遣に対し，自衛隊基地周辺などで「自衛隊の海外派兵を粉碎する」などと訴えた（1月，4月）。このほか，反原発闘争では，青森県で大間原発の建設に反対するデモを実施した（8月）。

C O L U M N

ハイジャック事件から50年を迎えた 「よど号」グループをめぐる動向

昭和45年（1970年）3月31日，共産同赤軍派活動家9人が，日本航空351便（通称「よど号」）を乗っ取り，北朝鮮に入境する事件が発生した。事件発生から50年を迎えた現在も，「よど号」ハイジャック事件の実行犯ら「よど号」グループ及び同グループの支援者は，活動を継続している。

「よど号」事件の実行犯らは，帰国の前提条件とする日本人拉致容疑での逮捕状の撤回に向け，同逮捕状の発付に対する国家賠償請求（平成27年〈2015年〉敗訴確定）を提訴するなどして，同グループの主張に対する世論の理解・支持を訴えてきた。近年は，Twitterやウェブサイト「ようこそ，よど号日本人村」などを利用して，「欧州での日本人拉致容疑はえん罪」との主張を行っている。また，我が国政府の各種政策を取り上げて批判を展開しており，新型コロナウイルス感染症をめぐる我が国政府の対策を「国民の命と安全より，五輪開催と経済」と批判する一方，北朝鮮の

対策を「厳格な措置で『感染者ゼロ』」と称賛している。

また，「よど号」グループの支援者は，定期的に機関紙を発行して，北朝鮮における実行犯の近況に関する情報だけでなく，帰国した実行犯の妻が北朝鮮にいる夫に会うために申請した旅券発給の拒否処分取消などを求める訴訟を紹介して支援を訴えるなど，帰国に向けた取組の強化を企図している。

国際手配中の「よど号」グループメンバー

赤木志郎	ハイジャック容疑
魚本（安部）公博	ハイジャック，日本人拉致容疑
小西隆裕	ハイジャック容疑
若林盛亮	ハイジャック容疑
森順子	日本人拉致容疑など
若林佐喜子	日本人拉致容疑など
岡本武	ハイジャック容疑

※「よど号」グループは，「岡本武は死亡した」と主張



3

コロナ禍での政策提言などを通じて存在感のアピールに努めた共産党

「日本共産党第28回大会」を開催し、野党共闘の推進や党勢拡大に力を注ぐ方針を決定

共産党は、1月、平成29年（2017年）以来3年ぶりとなる「日本共産党第28回大会」を開催した。大会では、安倍政権の一連の施策について、「憲法と平和、暮らしと経済、民主主義と人権などあらゆる分野で、戦後どの内閣もやってこなかった史上最悪の暴政の連続だった」と批判した。そして、この状況を打開するには、野党が政治的立場の違いを乗り越えて結束し、政権交代を目指すことが重要であると強調した上で、次期総選挙に向け、「野党間で相互敬意をもって一致点で団結し、連合政権をつくるために力を尽くす」などと野党共闘の発展を訴えた。大会には、「日本共産党第27回大会」（平成29年〈2017年〉）に続き、他野党・会派から来賓を迎え、挨拶の場を設けるなどして、共闘の印象付けを

図った。

また、大会では、「日本共産党第23回大会」（平成16年〈2004年〉）以来となる綱領改定を行い、従来から取り組んできたジェンダー平等社会の実現を目指す旨新たに規定し、女性層に寄り添う姿勢を明確にした。なお、中国については、尖閣諸島周辺海域における中国公船の領海侵入など覇権主義的行動が深刻化していると指摘した上で、「日本共産党第23回大会」で同国を評価した部分を削除した。

大会後、共産党は、大会決定や改定綱領の下、令和4年（2022年）の党設立100周年に向けて、党員数及び「しんぶん赤旗」読者数を、大会開催時と比べて3割増とすることなどを目標に党勢拡大活動に力を注いだ。

コロナ禍を捉えた無党派層への浸透などにも注力

共産党は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を捉え、「新型コロナ危機を体験して、これまでになく多くの人々が政治に目を向けている」と指摘した上で、無党派層を中心に入党の働き掛けに努めた。この取組では、政府が打ち出した各種政策を捉え、全世帯へのマスク配布や「Go To トラベル」をめぐる対応を批判するとともに、党独自あるいは他野党と共同で提言や政府に対する申入れを行った。また、共産党は、党の援助を受け、党幹部も輩出している青年組織・日本民主青年同盟とともに、各地で生活物資の配布活動を実

施し、「党・民青と学生の結びつきが生まれていることから、民青を支え、援助を強めることが重要である」などと同活動を評価した。

9月に発足した菅政権に対しては、安倍政権の政治姿勢を全面的に継承する体制であると批判し、対決姿勢を鮮明にした。また、次期総選挙については、「しんぶん赤旗」などで、次の総選挙で政権交代を実現するという本気度を国民に示すことが大事であると繰り返し訴え、いつ解散・総選挙になっても市民・野党共闘の勝利と党躍進を必ず勝ち取る構えで戦い抜くと強調して、選挙準備を進めた。

右翼団体は新型コロナウイルス感染症問題や領土問題を捉えた活動を中心に展開

右翼団体は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近隣諸国との領土・歴史認識問題などを捉えた活動を展開した。

中国をめぐることは、同感染症の感染拡大や尖閣諸島周辺での中国公船による領海侵入、香港国家安全維持法の施行などを捉え、各地の在日中国公館周辺などで、「武漢ウイルスを世界中にまき散らした中国を糾弾せよ」、「中国艦船は、日本領海に近づくな」、「中国共産党は人権弾圧をやめろ」などと訴える街宣活動を実施した。また、同感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言中、多くの団体が街宣活動を自粛したが、一部の団体は、「中国への配慮から政府の水際対策が遅れ感染拡大を招いた」などとして、同宣言中から断続的に、総理私邸や自民党本部周辺などで我が国政府の対応を批判する街宣活動を実施した。このほか、習近平中国国家主席の国賓訪日の動きを捉え、「訪日反対」を訴えるとともに、一部国会議員などを「親中派」とみなして、「習近平の国賓訪日をもくろむ議員は辞職しろ」などと訴えた。

韓国をめぐることは、「2.22竹島の日」（島根県条例で「竹島の日」と制定）、「10.28竹島奪還の日」（韓国が竹島領有権問題の国際司法裁判所付託を拒否した日）を中心に、各地の在日韓国公館周辺などで、「韓国は竹島の不法占拠をやめろ」などと訴える街宣活動を



政治家批判を行う右翼（10月）

実施した。

ロシアをめぐることは、「2.7北方領土の日」（日露通好条約の締結日）、「8.9反ロデー」（ソ連が日ソ中立条約を無視し、満州などに侵攻した日）を中心に、各地の在日ロシア公館周辺などで、「強盗国家ロシアとの国交断絶」などを訴える街宣活動を実施した。

北朝鮮をめぐることは、日本人拉致問題を捉えて、朝鮮総連中央本部周辺などにおいて、「北朝鮮は拉致した日本人を返せ」などと訴える街宣活動を実施した。

また、皇室をめぐることは、令和最初の天皇誕生日となった2月23日、各地で奉祝活動に取り組んだほか、令和元年（2019年）に開催された芸術祭について、「公共施設での不敬な展示を許した」として、同祭実行委員会会長を務めた自治体首長を糾弾する街宣活動を実施した。

右派系グループは新型コロナウイルス感染症問題を捉えて中国及び我が国政府批判を展開

右派系グループの多くは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、街頭での活動を抑制する傾向が見られたものの、一部のグループは、同感染症の問題を始め、習国家主席の国賓訪日の動きなどを捉え、中国及び我が国政府を批判する活動を展開した。

このうち、中国に対しては、在日中国公館周辺などで、「新型ウイルスの情報を隠した中国を許さないぞ」などと訴える街宣活動を実施したほか、同国の責任を問う損害賠償請求訴訟を提起した。我が国政府に対しては、自民党本部周辺などで、「中国・武漢封鎖直後の春節時期に中国人を招き入れ、感染拡大させた」、「習近平の国賓訪日を直ちに中止せよ」などと訴える抗議行動を実施した。このほか、右派系グループの代表が東京都知事選挙（7月）に立候補（落選）し、選挙期間中、同感染症の問題で中国及び我が国政府を批判する街宣活動を実施した。

また、韓国及び北朝鮮との関係では、韓国との領土・歴史認識問題や北朝鮮による日本人拉致問題を捉え、在日韓国公館、朝鮮総聯関連施設の周辺などで「竹島は日本固有の領



中国批判を行う右派系グループと同活動への抗議行動（6月、東京）

土だ」、「朝鮮総聯は日本から出て行け」などと訴える街宣活動を実施した。このほか、「反天皇制」などを掲げる左派勢力の集会及びデモ行進への抗議行動、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対して全国で初めて刑事罰を盛り込んだ「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（7月施行）に対する抗議行動に取り組んだ。

なお、右派系グループを「レイシスト」と批判する勢力は、同グループの活動に対する抗議行動に取り組んだ。

C O L U M N

緊急事態宣言中及び解除後の右翼団体の取組

右翼団体は、例年、「昭和の日」（4月29日）や「憲法記念日」（5月3日）に合わせ、全国各地で数多くの団体が街宣・奉祝活動などを実施していたが、緊急事態宣言下（4月発出）、多くの団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを伴う街宣活動などを自粛した。自粛傾向は、宣言が全国で解除された（5月）後もしばらく続いたものの、8月以降、「8.9

反ロデー」、「終戦の日」（8月15日）及び「9.29反中共デー」（日中共同声明の調印日）では各地で多くの右翼が活動を再開させ、中には、例年を上回る規模の活動が見られた地域もあった。10月には、関西地方での街宣活動に、中部、中国、四国、九州地方の右翼団体が参加するなど、各地の右翼団体が集結する大規模な統一行動も再開しつつある。